

水産業協同組合法施行細則の改正概要について

1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号総務部長通知）に基づき、水産業協同組合法施行細則（平成10年千葉県規則第90号）に規定される押印を求める手続について、押印廃止等を行う。

2 改正箇所

（1）第26条（業務又は会計状況の検査の請求）

- ・ 検査請求書（別記第40号様式）の添付書類において、同意者の名簿への署名又は記名押印を求めないものとする。

（2）別記様式

- ・ 細則に定める各様式において、「印」を削る。
- ・ 申請者欄の記載に係る注について、所要の修正を行う。

3 施行期日

令和3年12月1日